

令和8年度 嘉手納町立幼稚園募集要項

1 入園対象者

次の年齢で、嘉手納町に住所を有している者です。

5歳児	令和2（2020）年4月2日生	～	令和3（2021）年4月1日生
4歳児	令和3（2021）年4月2日生	～	令和4（2022）年4月1日生
3歳児	令和4（2022）年4月2日生	～	令和5（2023）年4月1日生

2 入園指定園区域

原則、居住する区域により申込みをする幼稚園が指定されます。

- ・屋良幼稚園：東区、中央区
- ・嘉手納幼稚園：北区、南区、西区、西浜区

3 定員数

①在園児は、教育・保育を継続するため優先的に入園となります。

※ただし、受付期間を過ぎた場合を除く

②受付期間内に定員を超える場合は、抽選となります。受付期間終了後に対象者へ通知いたします。

③受付期間以降は、申請順での入園となり、定員の空きがない場合は、他園との調整になります。調整できない場合は、申請順にて入園待機となります。

	幼稚園名	5歳児クラス	4歳児クラス	3歳児クラス
定員数	屋良幼稚園	60名 (30名×2クラス)	25名 (1クラス)	20名 (1クラス)
	嘉手納幼稚園	90名 (30名×3クラス)	25名 (1クラス)	20名 (1クラス)

※表示の定員数は各幼稚園の最大数です。次年度開始時点の利用者数により、変動する場合があります。

4 幼稚園 実施時間等

- ① 教育・保育時間：午前8時15分から午後2時00分
- ② 休業日：土日祝日、慰霊の日、夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日、学年末休業日、学年始休業日、その他園長が指定した日

5 給食について

- ・昼食は、5歳児は「学校給食」、3歳児、4歳児は「ケイタリング」となります。
- ・アレルギーをお持ちのお子様については、弁当持参になる場合があります。
- ・毎月第3木曜日は弁当の日です。※ただし、行事等により弁当の日が変更になることがあります。

6 保育料等について

※ 教材費等については、1,000円程度/月額を、別途費用としてご負担することになります。

- ① 幼稚園保育料 0円/月額 幼稚園保育料の保護者負担額は0円です。

② 給食費 4,700 円／月額（主食費【1,100 円】+ 副食費【3,600 円】）

給食費は原則、保護者の負担となりますが、免除および補助制度があります。

免除対象（副食費）：保護者及び世帯員（扶養義務者）の市町村県民税額が77,101 円未満、又は対象児以外に小学校第3 学年修了前の子どもが同一世帯に2 人以上おり、対象児がその3 人目以降になる場合は副食費の免除対象となります。

給食費補助対象：補助制度については次項「7 幼稚園給食費の補助について」をご確認ください。

■表示した給食費の金額は、令和7年9月24日時点のものです。規程の改正等に伴い変更されることがあります。

■副食費免除対象者の切替えの時期は9月です。4月から8月までの期間は前年度市町村税額により、9月以降は当年度市町村税額により免除対象者を決定します。

※ 税情報の確認のため、所得がない方も確定申告が必要です。

7 幼稚園給食費の補助について

町立幼稚園で提供される給食費（主食費+副食費）が補助の対象となります。対象者に該当する場合は、保護者負担額は0円です。

① 対象者：補助を申請する年度に町立幼稚園に在園し、給食の提供を受ける園児の保護者で、次に掲げるもの

A 嘉手納町から無償化の認定（支給認定等）を受けている保護者

B A 及び嘉手納町から預かり保育 施設等利用給付認定を受けている保護者

※ 保護者が町外に居住（他市町村からの認定）、体験入園、預かり保育等の一時利用（無償化に関する認定なし）は、給食費の補助対象になりません。

② 補助対象月数

利用状況		対象月数
① 在園・給食 提供あり	A 幼稚園のみを利用	11 か月（8 月分を除く）
	B 幼稚園及び預かり保育利用	12 ヶ月

※年度途中からの入園、認定等があった場合は、給食提供利用日数・月数に応じ算出します。

③ 補助の内容（補助額）

	補助額（月額）
副食費免除 決定者	1,100 円／月額（主食費分） ※副食費免除決定者は、副食費の負担が無いいため主食費のみの補助となります。
副食費決定者	4,700 円／月額（主食費+副食費分）

※給食費=4,700 円／月額（主食費 1,100 円+副食費 3,600 円）

④ 補助金の手続について

手続については、入園後に幼稚園で取りまとめて行います。在園する園から関連書類の提出依頼がありますので、ご対応よろしくお願いたします。